**老人ホームへの入所措置等の指針について**

（平成１８年３月３１日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）

（第８抜粋）　※以下の文中の「法」とは「老人福祉法」のことです。

**第８ ６５歳未満の者に対する措置**

１　法第１１条第１項第１号又は第３号に規定する措置

法第１１条第１項第１号又は第３号に規定する措置において、６５歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第１１条第１項第１号又は第３号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、６０歳以上の者について行うものとする。

ただし、６０歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

（１）老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。

（２）初老期における認知症（介護保険法施行令（平成１０年１２月２４日政令第４１２号） 第２条第６号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。

（３）その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

２　法第１１条第１項第２号に規定する措置

法第１１条第１項第２号に規定する措置において、６５歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第１１条第１項第２号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第７条第３項第２号に該当するものについて行うものとする。